

性的搾取を目的とした児童のトラフィッキング(密輸)ⁱ

毎日、世界中で数え切れないほどの児童が商業的性的搾取の被害にあっている。こうした商業的性的搾取の際、児童がその居住する地域から遠く離れたところにいる場合がある。彼らは誘拐されたり、強制的に連れて行かれる場合もあるが、虐待や貧困から逃れるために自発的に出て行ったり、ときには単によりよい未来を求めて、自分たちをどんな運命が待ちうけているのかも知らずに、トラフィッキング(密輸)される場合もある。

強制的または自発的な移住は、本来はあくまでも労働を目的として行われ、性的搾取が目的ではなかったのかもしれない。だが、働く児童は雇用者に依存しており、違法な立場におかれていることが多い上、仕事上の立場も弱いことから、特に性的搾取の被害に遭いやすい。児童は陸路、海路、空路で国境を越えてトラフィッキングされる。ときには、国内の大都市に行くのと同じような感覚でトラフィッキングされることもある。様々なケースがあるにせよ、児童は性的搾取の被害に遭っており、その目的のために移住してきたか、もしくは連れて来られた場合、トラフィッキングが行われたといえる。トラフィッキングの被害にあった児童が助けを求めることは困難であるが、それは彼らが子どもだからだけでなく、彼らの多くが不法移民であり、書類があっても偽造されていたり、書類を全く持っていないことも多いためである。

第二次世界大戦後、初期の人身売買(奴隷貿易)に関する国際条約は、国連の「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(1949)」に置き換えられた。他の多くの初期の国際的な規程と同じく、この条約はトラフィッキングよりも売春の禁止を重視していた。

それから40年の間、女性と児童のトラフィッキングの問題はあまり注目されなかったが、1980年代に移民の流入、フェミニスト運動、児童の権利運動、組織的犯罪の問題、観光の影響、HIV/エイズの蔓延等の国際的な潮流が生じたことにより、再び関心を集めるようになった。

1996年にストックホルムで「第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された頃には、児童の権利の最も憎むべき侵害であるトラフィッキングの根絶が、国際社会の課題であることが明らかとなった。

1. 1996年以後の進展

第1回世界会議以後、重要な法文書が数多く成立した。これらの新しい国際法文書によって、単に行動のため

の枠組みが策定されただけでなく、政府が行動を起こす責任が強化された。トラフィッキングの多くは国境を越えて行われるため、政府の誓約を実行するには、児童を送り出す国、中継国、受入国の政府が、これらの取り組みの中で用いられている用語の定義や条件について共通の認識を持つことが重要である。

その中でも、1999年6月17日のILO総会で採択された「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第182号)」は、締約国に対し、緊急に処理を要する事項として、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するため即時のかつ効果的な措置をとることを規定している。同条約の適用上、「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。

- a. 児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働(武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む。)等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行
- b. 売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること
- c. 不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産及び取引のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること。
- d. 児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務

2000年5月に採択された国連の「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(仮称)」は、児童のトラフィッキングされない権利を補強している。締約国は、児童の売買、児童買春及び児童ポルノを禁止する義務を負う。また、第2条は、「児童の売買」を「報酬若しくはその他のあらゆる対償のために、児童があらゆる人若しくは人の集団により他の者に移されるあらゆる行為又は取引をいう」と定義している。さらに、第3条は「各締約国は、その犯罪が国内的に又は国際的に行われたかを問わず、個人的に又は組織的により犯されたかを問わず、最低限、以下の行為と行動が刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確保する」と定めている：

- (i) 児童を、児童の性的搾取、利潤のために児童の臓器を移動すること、児童を強制労働に従事させることを目的として提供し、移送し、若しくは受け入れること
- (ii) 養子縁組に関する適用可能な国際的な法的文書に反する児童の養子縁組に対して、仲介者として不当に同意をさせること

2000年11月、「人、特に女性と児童の密輸の防止・防あつ及び処罰にかかる国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約補足議定書(仮称)」が国連総会で採択され、署名のために開放された。この条約は、政府、政府間、非政府組織の広範にわたる対話を経て採択され、同条約中のトラフィッキングの定義は、広く受け入れられている。

- (a) 「人の密輸」とは、搾取を目的として、暴行・脅迫その他の態様の威迫、略取、欺もう、権限または弱い地位の濫用、又は他人に支配力を有する者の同意を得るために支払い若しくは利益を提供し、若しくは、受領するという手段によって、人を募集、移送、蔵匿又は収受することをいう。搾取は、少なくとも、売春その他の性的搾取、強制労働、奴隷又はこれに類する行為、隷属又は臓器摘出を含む。
- (b) 本条(a)項に規定されるいずれかの手段が用いられる場合には、同項に規定される意図された搾取に対する人の密輸の被害者の同意は問われない。
- (c) 搾取を目的とした児童の募集、移送、蔵匿又は収受は、本条(a)項に規定されるいずれの手段も伴わない場合でも、「人の密輸」とみなされる。
- (d) 「児童」とは、18歳未満のすべての者をいう。

上記2つの国際条約以外にも、いくつかの重要な地域的または小地域的枠組みおよび取極が存在する。ヨーロッパでは、欧州評議会の「性的搾取を目的とした人の密輸に反対する行動に関する第11番勧告(2000)」と、欧州委員会が提出し、閣僚委員会で採択された2つの枠組み決議案(人の密輸に関する決議案および児童の性的搾取に関する決議案)を挙げることができる。

アジアでは、東南アジア諸国連合(ASEAN)が女性のトラフィッキングとたたかうことを優先課題の一つとしており、1999年以来、閣僚会議は、ASEAN全体として女性のトラフィッキングに反対するための手段をとることを強調している。また、南アジア地域協力連合(SAARC)は、女性と児童のトラフィッキングとたたかうために協力し、この問題に関する条約を成立させることで合意している。

米州諸国では、米州機構(OAS)が「米州諸国における女性と児童の国際的なトラフィッキング：労働および性的搾取を目的とした女性と児童のトラフィッキングに関する調査」プロジェクトに着手した。

このように、トラフィッキングの問題と、これとたたかうために政府レベルで行使できる手段を増やす必要性は認識されつつあるものの、未だ重要な課題が残されている。特に、トラフィッキングの実態を把握し、その複雑さを解き明かし、この問題に関する深い知識と理解に基づいて計画を立て、方針を決定する必要がある。

2. トラフィッキングの被害にあった児童の人数

トラフィッキングされた児童の搾取はもちろんのこと、児童の搾取自体が違法行為であるため、多くの場合は隠蔽されている。そのため、しばしば「概算」で引用されているものの、統計の信用性は低い。2000年の「トラフィッキング被害者保護法」の報告書において米国議会は、少なくとも毎年70万人が国内のまたは国境を越えたトラフィッキングの被害にあっており、被害者の多くは女性と児童であると推測している。また、年間5万人程度の女性と児童が合衆国国内へトラフィッキングされている。国連の推測によると、過去30年間で性的搾取を目的としたトラフィッキングの被害にあった女性と児童は、アジアだけでも3,000万人以上にのぼる。これらの統計は年齢、性別、トラフィッキングの結果や目的による分類をしていないため、トラフィッキングされた児童全体のうち何パーセントが商業的性的搾取を受け、物乞いをし、または搾取的工場で働かされているのか、明らかではない。

3. トラフィッキングの主な原因

貧困と、女性が社会の進歩から取り残されていることがトラフィッキングの主な原因であると解説する人は多いが、それに加えて、児童、家族だけでなく、コミュニティ全体をトラフィッキングの被害に遭いやすくする「プッシュ要因」が存在する。「プッシュ要因」とは、政情不安、軍国主義、社会不安、内戦、自然災害、経済状況の変化、差別、周囲や家族からの圧力であり、児童がトラフィッキングの被害に遭いやすくなる原因を調べると、常にこれらの要因が潜んでいる。生活が不安定になったり、強制退去させられると、トラフィッキングや強制労働の被害に遭う危険が高くなる。また、戦争や内紛が起こると、多くの人が移住を余儀なくされるが、その結果孤児やストリートチルドレンが発生し、彼らは特にトラフィッキングの被害を受けやすい。また国によっては、社会的、文化的な慣習がトラフィッキングを増加させる原因となっている。例えば、社会における女性と女兒の地位が低かったり、貧しい児童を親戚の中でより裕福な家庭に委ねる慣習が残っている場合などである。

親の中には、単にお金が欲しいからだけではなく、児童が貧困から逃れ、より良い生活と将来が望める場所に移動できるようにという願いから、児童を売る人もいる。また、児童自身がより良い未来を求めて、仕事の斡旋人や、移住を請け負う組織に接触することもある。地球規模で広告がなされ、消費へと人々を駆り立てる現代において、インドネシアやハンガリーの児童が「いいものを買いたい」という欲求が「プッシュ要因」となり、移住に駆り立て、結果として搾取に遭う事態が起きている。

最も大きな「プル要因」は、性関連のサービスおよび児童との性行為に対する需要の存在である。性産業の拡

大につれて、トラフィッキングが増加し、それに伴い児童のトラフィッキングも増加する。また、観光旅行の増加も、性関連サービスの需要を加速させる。需要がある限り、トラフィッキングはなくなる。男性が若い相手を求める理由として、伝統や文化に根ざした男性的なふるまい、処女や若い女性との性行為は若返りの力を与えるという神話、HIV/AIDS 感染に関する知識の欠如を挙げることができる。調査によると、買春を行う人は、自分たちとは「異なる」部類に属し、「搾取されたがっている」自分より劣った人間だと思えるような女性や児童を相手を選んで、自らの行為を正当化しようとする。異なる文化、民族、貧しい国の出身の女性と児童は、特にこのように見られやすく、トラフィッキングを助長する原因となっている。

4. 女性と児童がトラフィッキングの被害者となる経緯

児童がトラフィッキングや性行為を目的とした取引に巻き込まれるのには、様々なパターンがあり、完全に誘拐されることもあれば、児童自身や親の同意によることもある。多くの児童は詐欺の被害者だ。斡旋人は児童やその家族に、どこかでいい職場があると言って、児童を連れて行く。このように、少なくとも最初の段階では、児童やその家族が「進んで、積極的」にトラフィッキングに参加しているかのように見える。中には、売春をさせられることを知っている人もいるが、往々にして尊厳を傷つけられる搾取行為を強制される羽目になることにつき、理解していない人も多い。数々の報告によれば、トラフィッキングの被害にあった児童はたいてい暴力を受け、レイプされ、食糧や水を奪われ、みすばらしい部屋に閉じ込められ、病気になっても治療を受けられないことが多い。

最もよくあるパターンは、雇用者が建て替えた旅費、書類の費用、その他の「手数料」を返すまで無給で働くことを強要され、借金の奴隷になることである。もともとの借金に重い利子が加算され、さらに宿泊費などの費用がかさみ、借金の一部を返す可能性さえ遠のいて行く。貧困から逃れ、新しい人生を始めるためにお金を稼げるかもしれないという望みを持った女性と児童にとって、このような現実是最も残酷な裏切りである。

被害者が最終的に借金から解放されることもあるが、それは何ヵ月、ときには何年もの間虐待を受けながら、強制的に働かされた後のことである。逃亡を防ぐために、雇用者は被害者の弱い立場を十二分に利用する。被害者は土地の言語を話せず、周囲の環境をよく知らず、地元の警察に逮捕されたり、虐待を受けるのではないかと恐れていることが多い。それに加えて、被害者を常に監視し、孤立させ、自分の子どもや家族が報復を受けるのではないかとという恐怖を植え付け、パスポートやその他の書類を没収する等の策略が用いられる。

5. ビジネスとしてのトラフィッキング

性的搾取を目的としたトラフィッキングは、個別の現象というより、むしろ一連の行為である。単純化して言うと、募集、移動、性的搾取という一連の流れがあり、搾取を行う者達は、軍隊のように組織化されている：募集請負人（彼らの多くは過去トラフィッキングの被害にあった人々で、故郷に帰ってきて生きるためにお金を必要としている）、旅行代理店、移動を請け負う者、同伴者、受入担当者、売春宿の経営者、売春斡旋業者。彼らは皆、トラフィッキングにより金銭的利益を得る。搾取を行う者は様々だが、以下のような一定のパターンがある：

女性と児童は組織化されたトラフィッキング網を通じて、違法な手段によりトラフィッキングされる。このようなトラフィッキング組織の多くは、他の密輸も手がけていることが多い。または、もっと小規模な地方のトラフィッキング網の被害に遭うこともある。さらには、金儲けの機会とみて、それに飛びつく「臨時トラフィッキング業者」の手に落ちる人もいる。南アジアでは、地方のトラフィッキング網と臨時トラフィッキング業者による被害が圧倒的である。ヨーロッパと東南アジアの一部では、国際的に組織化された犯罪集団がからんでいる確かな証拠がある。中国人、日本人、ベトナム人による犯罪ネットワーク、ロシア人・アルバニア人ギャング、イタリア人マフィアが人の密輸を行っているとの報告がある。

トラフィッキングのルートは絶えず変化する。トラフィッキングの実行しやすさを左右するのは、国内法の改正、国際法上の義務の履行を強化するような政治変革、新しい市場の開拓、紛争状態、紛争関係にある国家間における情勢の変化といった要素である。

6. グローバルな問題としてのトラフィッキング

トラフィッキングは世界のあらゆる地域で起こっているだけでなく、常に形を変えつつ、複数の国や地域を複雑に結びつけている。

(1) ヨーロッパ：近年、中欧および東欧から西欧へ向けた女性と児童のトラフィッキングが大幅に増加している。これは、女性のトラフィッキングの新たな、第4の波が発生したことを示しており、今回の被害者は中欧および東欧の女性達である。最初の波はアジア女性（主にタイ人、フィリピン人）、第2の波は南アメリカ人（ドミニカ人、コロンビア人）、第3の波はアフリカ人（ガーナ人、ナイジェリア人）であった。1992年までは、中欧および東欧から女性がトラフィッキングされた事例は、例えばベルギーとオランダでは知られていなかった。しかし1994年には、オランダ国内にいる、トラフィッキングの被害にあった女性の70%近くは中欧または東欧出身であった。このような形のトラフィッキングには、東欧の中でも貧しい国々から中欧諸国へ連れて来られた例も含まれているため、中欧諸国は被害者にとって送り出し国であると同時に目的地でもある。なお、ここで言う「女性」には女兒も含まれる。

東欧から西欧への児童のトラフィッキングが増加している理由は、発展途上国から児童を連れてくるよりも、中欧および東欧から西欧にトラフィッキングする方が簡単で、かつ経費が安いからである。中欧および東欧では、市場経済への移行に伴い大量の失業と貧困が発生した。女性と児童は特にその影響を受けている。

ヨーロッパにおけるトラフィッキングには「東から西へ」の動きだけでなく、「東から東へ」の動きも含まれる。つまり比較的経済力がある国々（主にハンガリー、チェコ、ポーランド）は、経済力の弱い他の東欧諸国からのトラフィッキングの目的地にもなっており、ときには西欧や北米へ向かうトラフィッキングの中継地でもある。ハンガリーは人の密輸を個人の自由と尊厳に対する侵害として処罰するために、重要な取り組みを開始した。イスラエルでも、CIS 諸国、東欧、発展途上国（特にアフリカ中部および南部）から若い女性が犯罪組織により不法に連れて来られ、売春宿で働かされている。

(2) **アフリカ**: 児童のトラフィッキングはアフリカの多くの国で行われている。児童が、働くために近隣諸国へ連れて行かれる例は以前から見られた。特に女兒は家庭内で働かされることが多かった。また、アフリカ西部および中部では、貧しい親が、もっと良く面倒を見てあげられる親戚のもとへ自分の娘を預ける伝統が残っている。多くの場合は、それにより状況が良くなり、教育を受けられたり、面倒を見てもらえたりするが、労働力として搾取されたり、性的搾取を受ける場合もある。

例えば、トーゴ、ベナン、ナイジェリアからは多くの児童が船でガボンに連れて行かれて、主に家庭内で働かされている。コートジボワールへは、マリの子供が農場の安い労働力として、またガーナの児童が家庭内で働くためや、漁師見習いとして連れて来られる。アフリカの文化においては、児童が家庭内、親戚や、多くの場合はコミュニティでも働くことが許される。しかし、HIV/AIDS 感染、自然災害、人的災害により一層深刻化したアフリカの経済的な苦境により、伝統的な児童の働き方はゆがめられ、搾取が行われている。HIV/AIDS による死者が増加して家族が崩壊すると、児童が搾取的な労働の被害に遭う危険は、さらに高くなる。サハラ以南のアフリカは世界中で最も高い割合の児童が労働力にされている： 5 歳から 14 歳までの児童のうち 41%が働かされており、彼らは商業的性的搾取の危険にあるか、すでに搾取を受けている。

(3) **アジア**: 東南アジアにおける性的搾取を目的とした女性と児童のトラフィッキングは、1980 年代以降多発している。例えば、タイ北部および東北部の貧しい地方出身の女性と女兒は、長い間、田舎から大都市に連れて来られ、売春をさせられていた。しかし、1990 年代にはミャンマー、ラオス、カンボジア、中国の雲南省からトラフィッキングされてきた女性と児童がこれを上回っている。タイは受入国であると同時に、供給国でもあり続けた。国際的な労働市場の変化に伴い、タイ女性の需要は家庭内労働から花嫁や売春へと広がった。タイ女性の行き先は、シンガポールやマレーシアから、日本、台湾、ヨーロッパ、北アメリカ、南アフリカ、オーストラリアへと拡大した。

南アジアにおいても、女性と女兒のトラフィッキングは活発に行われているようである。この地域におけるトラフ

ィッキングの主な目的は強制的売春であるが、多くの女兒、男児、女性が家庭内労働、臓器摘出、物乞い、工場での強制労働、ラクダの騎手、結婚目的でもトラフィッキングされている。

(4) 米州およびカリブ諸国：米州およびカリブ諸国において、トラフィッキングはごく最近まで個別の問題と認識されていなかったため、調査数も少なかった。児童のトラフィッキングは、ラテンアメリカ域内だけでなく、域外に向けても行われている。域内のトラフィッキングの場合、一般的に貧しい児童が大都市へ連れて行かれて、労働や性的搾取の被害にあっている。薬物の取引に関連して、出身国よりも豊かな国へトラフィッキングされる例もある。域内のトラフィッキングは、域内諸国間で経済格差が存在することを反映している。

例を挙げると、ドミニカ共和国出身の若い女性と女兒が、性的搾取を目的としてキュラソ、ハイティ、パナマ、プエルトリコ、ベネズエラ、西インド諸島へ、またオーストリア、ドイツ、ギリシャ、イタリア、オランダ、スペイン、スイスといったヨーロッパ諸国へトラフィッキングされた証拠がある。このような取引は高度に組織化されているようである。例えば、オランダの法律は外国で生まれた児童にも市民権を認めるため、オランダにトラフィッキングされる若い女性がオランダ人の子孫として入国することがよくある。つまり、ドミニカ共和国ではこの目的のための書類偽造ビジネス存在するのである。

このような搾取、斡旋、トラフィッキングは、メキシコ、コスタリカ、ブラジル、コロンビア、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドルでも行われている。メキシコでは、エルサルバドルおよびグアテマラ出身の児童が売春婦として働いていることが確認されており、彼らは強迫されたり、騙されて連れて来られたと報告されている。また、これらの児童は、メキシコを通過して米国に不法入国する大人と一緒に連れて来られたとの報告もある。米国国務省が発表した「人の密輸に関する報告書(2001年7月)」によると、中米、中国、東欧出身の児童がメキシコを経由してトラフィッキングされ、米国、カナダ、日本の性産業で働かされている。また、メキシコ国内でも、特に観光リゾート地で売春をさせるために、かなりの数の女兒がトラフィッキングされている。観光客と買春を行う人々は、米国とカナダの出身者が最も多いが、この2国に限られているわけではない。

児童はハイティからもトラフィッキングされている。男児、女兒ともに米国、カナダ、ドミニカ共和国にトラフィッキングされ、働かされたり、性的搾取の被害に遭っている。カナダと米国には、ラテンアメリカとカリブ諸国からだけでなく、アジアやアフリカからも児童がトラフィックされてくる。米国国務省は、毎年4万5千から5万人の女性および児童が、米国内にトラフィッキングされて来ると推計している。

(5) 中東および湾岸諸国：バーレーンには、大人と児童の両方がトラフィッキングされて来る。大人も児童も性別を問わず、様々な分野で奉公人として働くためにバーレーンにやって来るが、若い女性の場合は、普通の労働だけでなく、売春させられることもある。売春に対する高い需要と、大きな経済格差がプル要因となって、様々な地域から女性や女兒が連れて来られるため、湾岸諸国はトラフィッキングや搾取を行う者にとって、特に儲か

る市場になっている。なお、バーレーンだけでなくカタールや UAE へも、アジア、アフリカ、東欧、CIS 諸国からトラフィッキングが行われているとの報告がある。

若い女性がトラフィッキングされて、売春させられる例はレバノンでも見られる。またイスラエルでは、混血が多い社会構成を反映して、多様な地域出身の女性に対する売春の需要が存在し、女性や児童のトラフィッキングについて定期的に多数報告されている。「イスラエル女性ネットワーク」は、毎年 2000 人の女性と女兒がトラフィッキングされ、売春婦として搾取されていると推定しており、その多くは犯罪組織が関与している。イスラエルにはトラフィッキングを取り締まる法律がなく、売春は合法である。その結果、旧ソ連諸国、トルコ、ブラジル、アジア、南アフリカから女性がやって来る。

7. トラフィッキング防止のための法律

ほとんどの国では、トラフィッキングの問題を扱う特別法を制定せず、不法な性的活動の助長や監禁、斡旋、売春行為を禁止する現行法を適用している。しかし、近年では特別法を制定する国が増えている。

しかし、児童のトラフィッキングに関する法律は、罰則が軽すぎてあまり効果がないことがある。そのため、児童のトラフィッキングを重大な犯罪行為とみなし、刑の重さを犯罪の重さに比例させる必要がある。これにより、法律上の相互援助、引渡し、特別な捜査手段の使用、収益の没収も容易になるであろう。

児童の売買やトラフィッキングを防ぐためには、罰則だけではなく、行政上の制裁を科す必要がある。例えば、トラフィッキングのいずれかの段階に関わった組織の業務停止または即時閉鎖、取引で生じた収益の没収のほか、車両や、違法文書の作成や文書の偽造に使用されたパソコンなどの物件の押収も含まれる。

トラフィッキングの問題は幅広い分野に関わるため、国内省庁間でワーキンググループやタスクフォースを立ち上げて、情報を共有し、協調して対策をとることが効果的であると考えられる国もある。タイでは、「女性と児童のトラフィッキングとたたかう国内委員会」に広範囲の関係者を集めて、トラフィッキング問題に協調して取り組んでいる。委員会は、首相官邸、公共福祉省、警察省等の政府機関のほか、国際移住機関(IOM)、国際労働機関(ILO)などの国際機関や NGO で構成されている。

フィリピンでは、政府と、国連麻薬統制犯罪防止オフィス (ODCCP)の国際犯罪防止センター(CICP)が、国連地域間犯罪司法研究所(UNICRI)の協力のもと、「人のトラフィッキングとたたかう連合」プロジェクトを実施している。このプロジェクトの目的は、国内の調整メカニズムを支援し、法執行機関と訴追機関の協力を推進して、法執行機能と刑事司法による対応をより効果的に進めることにある。

8. トラフィッキングに関するその他の取り組み

多くの児童やその家族は、嘘や狡猾な詐欺に騙されて、搾取の被害に遭っている。トラフィッキングされたらどんな目に遭うのか知られていないことが、被害を拡大させている。それゆえ、トラフィッキングに対する意識を高め、この問題についての理解を進めることが重要な防止策になる。政府だけでなく、多くの NGO や国際機関が、世界中でトラフィッキングに関する啓発活動を実施している。例えば、国際移住機関(IOM)はルーマニア、アルバニア、フィリピン、ベトナム、ウクライナ、ブルガリア、ハンガリー、チェコで、多くの情報提供キャンペーンを成功させた。

タイでは NGO が、啓発活動、教育、職業教育を実施して、トラフィッキング防止に取り組んでおり、その中には職業訓練計画と地域開発計画も含まれる。タイ各地で「ワールドビジョン」、「セーブ・ザ・チルドレン」、「テール・デ・ゾム」のほか、多くの地方またはタイ国内レベルで活動する多くの組織が、児童をトラフィッキングの危険から守るだけでなく、売春婦として搾取され、脱出できた女性の再出発を支援する活動を行っている。

UNICEF は、恵まれない状況にある児童、特に女兒が教育を受ける機会の改善、危機的状態にある家族の支援、社会福祉プロジェクトの実施、警察官や裁判官に対するトレーニングの実施といった活動を行い、児童のトラフィッキングの防止に努めている。

ECPAT は「TAKSVARKKI: タイ北部における児童買春防止プロジェクト」を進めており、タイ北部出身の若者が性産業に入るのを防ぐために活動している。これは、山岳地帯の村々や東北部出身の児童やストリートチルドレンを支援する地方の団体に財政的支援を行い、児童に雇用の機会を与えて、性産業に入るのを防止するためのプロジェクトである。必要とあらば学校への財政援助、非正規の教育、職業訓練、収入を創出するための支援を行う。なお、教師、ソーシャルワーカー、若者のリーダー等、大人の支援者にもトレーニングを実施している。

数々の取り組みにもかかわらず、トラフィッキング問題の根底にある原因と取り組むのは大変困難である。なぜならその原因は、貧困、社会開発、雇用、労働市場の不均衡、性別による差別、家族やコミュニティの崩壊、買春に対する需要の増加といった「プル要因」、児童の搾取を受けない権利の侵害等、様々な要素がからみ合っているからである。

例を挙げると：2001年6月、欧州評議会の議員会議は、モルドバにおける児童のトラフィッキングの主な原因である貧困を減らすために、即時の行動を要求したが、特に教育、職業訓練、雇用、無料の義務教育、適切な健康管理、最低賃金の確保のための援助を優先するよう求めた。また、欧州評議会開発銀行を通じたモルドバ援助のための資金を、凍結しないことで合意した。さらに、社会開発を進めるために、議員会議はモルドバに対し、無料の義務教育と、最低限の保健および家族支援制度を再開するよう求める声明を発表した。

9. 終わりに

端的に言えば、児童のトラフィッキングへの対応は、トラフィッキング自体と同様に複雑なものでなければならぬ。トラフィッキングとたたかうには、トラフィッキングがいくつもの段階を経て、様々な人物が関わり、様々な形態をとって行われていることに対する理解が欠かせない。

だが、単にトラフィッキングの根底にある原因を特定し、トラフィッキングに関連した行為を止めさせ、犯罪者を追求し、被害を受ける危険のある児童やコミュニティを保護するだけでは不十分である。すでにトラフィッキングされ、商業的性的搾取を受けている児童や、搾取がもたらす健康、社会、心理面の悪影響に加えて、母国を離れ、ときには全く違う国に連れて行かれた児童についても考慮する必要がある。

二国間レベルでは、出身国と受入国の双方が協力して、トラフィッキングの被害者が自発的に帰国できるような体制を作る必要がある。多くの国では、帰国するか、または逆にその国に残るのかの決定は、トラフィッキングを実行した人物や仲介業者に対して証拠を提示するかどうかを決定する被害者自身の意思にかかっている。しかしこれは、虐待を受けながらも、生き残るために、搾取を行う者に頼らざるを得なかった児童に求めにくいことである。

国家レベルでは、トラフィッキングされた児童が必要とする法的援助、保護、安全な住居、経済的援助、カウンセリング、保健及び社会的支援、心身の健康を回復するための支援を提供し、被害を受けた児童が差別されないよう配慮する必要がある。特に、HIV/AIDS に感染した児童には特別の援助を行う必要がある。また、そのような児童は、故郷の家族やコミュニティから拒絶され、戻ることができない場合がある点にも理解が必要である。家族やコミュニティへの復帰を促進する一方で、里親の元へ預けたり、被害児童を受け入れられる特別な施設を設置することも考慮する必要がある。

児童のトラフィッキングは、各国政府が管轄する地方の小さな組織や、国境近くの小さなコミュニティで活動する NGO なども含めて、トラフィッキングの被害にあった女児を援助するすべての人々が立ち向かうたたかいである。トラフィッキング防止の障害となっている様々な問題については、広く認識されつつあるが、それらの障害を取り除くための闘いは、まだ始まったばかりである。

¹ この要約は、2001年12月17日～20日、横浜において開催される「第2回児童の商業的搾取に反対する世界会議」の参加者向けに準備された、6つのテーマ・ペーパーのうちの一つ、「性的搾取を目的とした児童のトラフィッキング」の一部を基にしている。著者は Jyoti Sanghera および June Kane。当レポートは、会議への寄稿として、UNICEF が同氏に依頼したものである。調査に使用された参考文献、およびその他全ての資料は原文に掲載している。なお、この要約は2001年12月に発行予定のILO「トラフィッキングに関するグローバルレポート」の第1稿も参照している。